

(参考)

～補聴器の購入費用について確定申告で医療費控除の手続きをするまでの流れ～

(ご注意)

補聴器の購入費が医療費控除の対象として認められるためには、単に聞こえを補うために使用するという目的ではなく、医師による治療等の過程で直接必要とされて購入した補聴器であることが必要です。そのためには、日本耳鼻咽喉科学会が認定する認定補聴器相談医を受診し、その医師から「補聴器適合に関する診療情報提供書」(以下、「情報提供書」という)を発行してもらい、補聴器を購入する販売店に提出したうえで、補聴器を購入する必要があります。

1 購入前に「認定補聴器相談医」(以下、「相談医」という)が在籍する医療機関を受診

別紙「練馬区内の耳鼻咽喉科を標榜する医療機関一覧」の備考欄に◎がついている医療機関には「相談医」が在籍しております。

その耳鼻咽喉科で、「相談医」の資格をもつ医師の診察・検査を受け、補聴器が必要かどうかの判断を行います。

補聴器が必要と認められた場合、「情報提供書」を希望すると、相談医の医師が「情報提供書」を発行します。

※1 「情報提供書」は、作成費用がかかる場合もあるので、事前に相談医にご確認ください。

※2 補聴器販売店は、「情報提供書」が提出されると補聴器の適合を測定したデータを「補聴器適合に関する報告書」としてまとめ、作成した医師へ提出する必要があります。報告書の作成が可能な補聴器販売店については、相談医にご確認ください。

2 「情報提供書」を持って補聴器販売店へ

耳鼻咽喉科を受診した後、補聴器販売店に行き、「情報提供書」を提出し、補聴器の相談・試用をします。そこで、自分に合った補聴器が見つかりましたら補聴器を購入します。購入の際、販売店から「情報提供書」の写しと領収書を受け取ります。

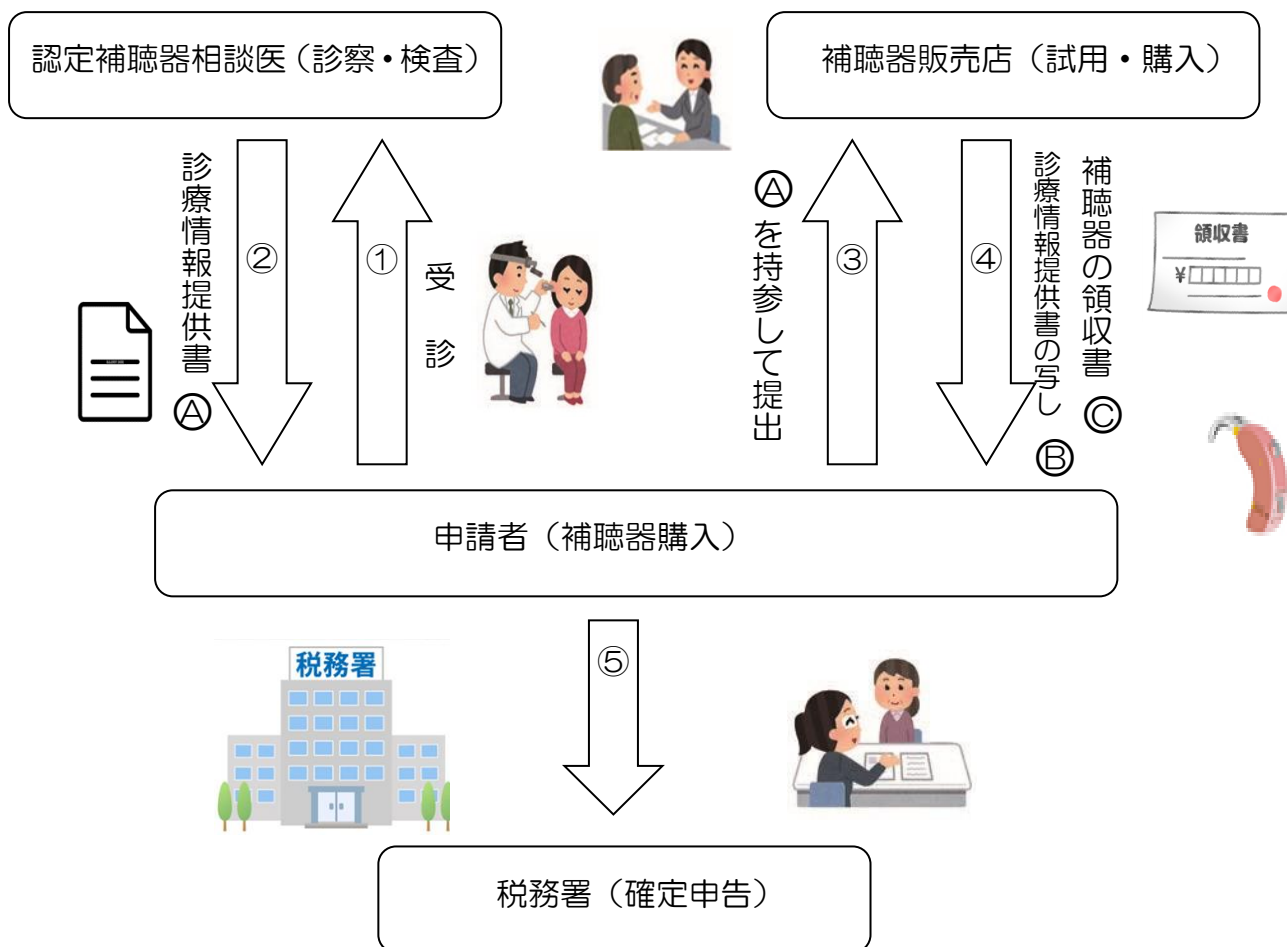
3 「情報提供書」の写しと領収書はきちんと保管

税務署に当該年度の確定申告で医療費控除対象として申請する。

※平成29年分の確定申告から、医療費控除については領収書が提出不要になり、その代わりに「医療費控除の明細書」を作成し、添付することになっています。ただし、領収書等は、自宅で5年間は保存する必要があります。税務署からの求めがあれば、提示または提出しなければなりませんので大切に保管してください。

【裏面の申請手続きイメージを参考にしてください】

補聴器の医療費控除の申請手続きイメージ



（(B)、(C)は、保管し、税務署から求められた場合は提出する）

- ① 補聴器を購入する前に、まず補聴器相談医を受診し、診察・検査を受ける
- ② 補聴器相談医が必要事項を記入した「補聴器適合に関する診療情報提供書」(A)を受け取る
- ③ 補聴器販売店に行き、「補聴器適合に関する診療情報提供書」(A)を提出し、試用・検討後、補聴器を購入する
- ④ 補聴器販売店で「補聴器適合に関する診療情報提供書」の写し(B)と補聴器購入費用の領収書(C)を受け取る
- ⑤ 当該年度の確定申告の際、医療費控除対象として申請し、「補聴器適合に関する診療情報提供書」の写し(B)と補聴器の領収書(C)を大切に保管する